

平成 29 年 4 月 1 日

大阪府知事 松井 一郎 様
大阪市長 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所評価委員会
委員長 山西 弘一

意 見 書

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期計画（案）及び業務方法書（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項及び第 22 条第 3 項の規定に基づく大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 26 条第 1 項の規定に基づき地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が定める中期計画については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所中期計画（案）のとおり認可することが適当である。
- 2 法第 22 条第 2 項の規定に基づく業務方法書については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所業務方法書（案）のとおり認可することが適当である。

以上